

東海道草津宿関係史料（庄屋駒井与左衛門家文書）(三)

小林 博

〔駒井家文書一五ノ一二〕

往
還

大除地水溜

駒井氏

(注 表紙のみで、意味不明)

柱四本

四寸五分角

一 御高札場 長武間 棚表裏二面
幅四尺 四拾武本
両縁 八本 同

台敷

八寸角

右之處當時長幅共相違享和度明細帳を見合事

東上 定

一 親子弟夫婦を始め諸親類に志たしく下人ふに至る迄これをあわれむへし主人ある輩者をの

右條々可相守之若於若相背者可被行罪科者也

／＼其奉公に精を出すへき事
家業を専にし悔る事なく万事其分限に過へから
さる事

いさかいをなし又ハ無理をいひ惣して人の害に
なるへき事をすへからざる事

博亦の類一切に禁制の事

喧嘩口論をつつしみ其事あるときみたりに出来
すべからず手負たるものかくし置へからざる事
盜賊悪党の類あらば申出へし急度御ほろひ下さ
るべき事

死罪に行はるるものある時馳集るへからざる事
人売買かたく停止す但男女の下人或ハ永年季或
ハ譜代に取置事 相対に任すへき事
附り譜代の下人又ハ其所に住来る輩他所え寵

越妻子をも持ニ付候者呼返すへからず但し

罪科あるものは制外之事

正徳元年五月日

奉行

西上定

一 駄賃并人足荷物の次第

御伝馬并駄賃の荷物壱駄

重サ 四拾貫目

歩もちの荷物壱人

重サ 五貫目

長持壱丁

三拾貫目

但し人足壱人持重サ五貫目の積り三拾貫目
の荷物ハ六人にて持へしそれより軽き荷物
ハ貫目にしたかひて人数減すへし此外いつ
れの荷物もこれに准すべし

乗物壱丁

次人足六人

小乗物壱丁

次人足四人

一 御朱印伝馬人足の数御書付の外に多く出すへか
らざる事

一道中次人足次馬の数たとへ国持大名たりといふ
とも其家中ともに東海道は一日に五拾人五拾疋

に過へからず其外の伝馬道は式十五人式拾五疋

に限へし但江戸京大坂の外道中において人馬と
もに追通すへからざる事

御伝馬駄賃の荷物ハ其町の馬残らす出すへし若

一

駄賃馬出目く入時ハ在る所々よりやとひたとひ
風雨の節といふとも荷物遅ニなきよう相見へ
からふべき事

一

人馬之賃御定之外増錢を取においては牢舎せし
め其町の問屋年寄ハ過料として鳥目五貫文宛人
馬役ハ家壱軒より百文宛出すべき事

附

往還の輩理不尽の儀をかけ又ハ往還の者に
対し非分の事あるへからざる事

右条々可相守之若於相背可為曲事者也

正徳元年五月日

奉行

東上ヨリ二段目 定

一 草津よりの駄賃并人足賃錢

石部込

荷物壱駄

百四拾文

乗掛荷人共

同 斷

から尻馬壱疋

八拾八文

附

あふつけハから尻ニ同しそれより重き荷物

ハ本駄賃錢に同しかるべき夜通し急に通る

輩ハから尻に乗共本駄賃錢と同前たるへし

人足老人 六拾九文

守山迄

荷物老駄

乗掛荷人共ニ

から尻馬老定

人足老人

矢橋迄

荷物老駄

乗掛荷人共ニ

大津迄

荷物老駄

乗懸荷人共

から尻馬老定

人足老人

人足老人

泊 木賃錢

主人老人

召仕老人

馬 壱疋

三拾五文
三拾五文
三拾五文

三拾五文
三拾五文
三拾五文

三拾五文
三拾五文
三拾五文

東ヨリ一枚目
上ヨリ一枚目 定
一 火を付たる者を志らハ早々申出へし若かくし置
においてハ其罪重かるへしたとい同類たりとい

右之通可取之若相背於者可為曲事者也
正徳元年五月日

奉行

東ヨリ一枚目
上ヨリ一枚目 定

きり志たん宗門ハ累年御制禁たり自然不審成者有ら
ハ申出へし御ほうひとして

はてれんの訴人

いるまんの訴人

立かへり者の訴人

同宿并宗門訴人

銀五百枚
銀三百枚

銀百枚

銀百枚

右之通下さるへしたとへは同宿宗門の内たりといふ

とも申出る品により銀五百枚下さるへしかくし置他
所よりあらはるゝにおいてハ其所之名主并五人組迄
一類ともに罪科におこなへるへき者也

正徳元年五月日

奉行

東ヨリ一枚目
上ヨリ一枚目 定

う共申出るにおいてハ其罪をゆるされ急度御褒美下さるべき事
 火を付たる者を見ればこれを捕へ早々申出へし
 見のかしこにすべからざる事
 あやしき者あらハせんさくをとけて早々御代官地頭へ召つれ来るべき事
 火事之節鑓長刀脇差ホぬき身にすへからざる事
 火事場其外いつれの所にても金銀諸色ひろいと
 らハ御代官地頭へ持參すへし若し隠置他所より
 あらかるミにおいてハ其罪重かるへしたとへ同類たりといふ共申出る輩は其罪をゆるされ御褒美下さるべき事
 右條々可相守之若於相背可被行罪科者也

正徳元年五月日

奉行

何事によらずよろしからざる事小百姓大勢申合せ候をとどうとなへとどうして志ひてねかひ事くへたつるをこうそといひあるひハ申あハせ村方たちのき候をてうさんと申前ミより御法度ニ候条右類の儀これあらハ居村他村にかきらす早々そのすし

東ヨリ三段目 定

毒薬并似せ薬売買の事禁制す若違犯の者あらは其罪重かるへしたとへ同類といふとも申出るにおいてハ其罪をゆるされ急度御褒美下さるべき事

の役所へ申出つへし御ほうひとして
 とどうの訴人 銀百枚
 こうその訴人 同断
 とうさんの訴人 同断

右之通下されその品ニより帶刀苗字も御免あるべき間たとへ一旦同類に成候とも發言いたしもの、名まへ申出るにおいてハその科をゆるされ御ほうひ下さるへし

一 右類訴人いたすものもなく村々騒立候節村内のものを差押へとどうにくわへらせす一人もたしいたさざる村方これあらハ村役人にも百姓にても重々にとりしつめ候ものハ御ほうひ銀下され帶刀苗字御免さしつきしつめ候ものとも、これあらハそれぐ御ほうひ下しあかるべき者也

明和七年四月日

奉行

一
似せ金銀売買一切に停止す若似せ金銀あらは金
座銀座へつかハし相改むへしはつしの金銀も是

又金座銀座へつかハし相改むへき事

附 総して似世物すべからざる事

寛永之新錢金子一百枚に四貫文壹枚にハ壹貫文
二つハレ御斗ム貞元二三貫又内、二つ御三ノ二

たるへし御料私領共に年貢收納本に也御定の事

所儀之事儀座

新銭之事銀座の外一塊銀出すへからざる事所存之造なづかる書物商売すへからざる事

新作の機械がひさる書物商アーヴィングがひさる事
一者職人ハリスの手間費は高直ニ付く

詰職人いひ合せ作料手間賃と高仙はすへがゆう
者商売物或は一所にて買置くめにこり（或は）ハシ合

諸商元物取扱所は買置し

一
セイ高僧は「人が死ぬ事

何事かよひて書類をだし従党を絶ふへからざる事

三

右條々可相^合之若於相^背則被行罪科者也

奉
行

上東
ヨヨリ
三段一枚目

唐物積抜之義ニ付先年々度々相觸處近來不正之商
売いたすもの之有趣組相聞不届候以來海陸浦方村
町間道筋且船中ニ而茂怪敷荷物と見懸候ハ、相糺

不正之荷物ニ之有者早速荷物人とも其所江留置荷物ハ所役人荷主立会封印之上預リ置長崎奉行所又者其所之奉行或ハ御代官領主地頭へ申し出る可候若荷主領ホ取逃候ハ、其所之役人共立会荷物封印せしめ訴出へき事
一 たとひ同類たりとも訴出においては其罪をゆるし荷物ニ隨ひ多分ニ褒美銀下さるへき事
一 抜荷差押候者并村役人 勿論都而不正物附送り候を差押訴出においては其支配筋役人場所ニ而始末相尋奉行所江其段可届出候於然者右之者共奉行所江不及差出間懸り合之處を不厭心懸差押訴出へく候む其荷物ニ隨ひ多分ニ褒美銀下さるへき事
一 薩州よりは白糸紗綾ニ限り京都ニ問屋定置相廻し対州よりハ遂砂其外菜種類唐物も紛敷品者箱詰之上朝鮮之旨相記し先壳送状も紛敷無之様宗対馬守役人送状を以相廻儀ニ候右之外都而唐紅毛持渡之品者長崎表ニ而買請五ヶ所糸割符宿老手板証文添相廻儀ニ候手板無之荷物之分ハ不正物ニ有之候間其旨相心得へき事
一 右之外先年より抜荷物之儀ニ付度ミ仰出され處之觸書之趣違失無く急度相守る可き者也

文化二丑年二月

守山江

荷物壹駄

百八文

乗掛荷人共

同断六十八文

輕尻馬壹疋

五十三文

人足壹人

矢橋江

荷物壹駄

七拾四文

乗掛荷人共

同断五拾壹文

輕尻馬壹疋

三十八文

人足壹人

大津江

荷物壹駄

百五十一文

乗掛荷人共

同断百六十武文

輕尻馬壹疋

百廿六文

人足壹人

百廿六文

右之通可取之若於相背者可為曲事者也

嘉永六年丑三月

奉行

東海道草津宿関係史料 (当) (小林)

似せ金銀錢搭候もの并壳捌候もの雖為御制禁近
來奥羽筋者専ら行ひ候もの有之候付今度吟味之
上夫々嚴科に処せられ候就而者右両国者勿論國
々嚴敷可被遂御穿鑿候条済々油断無く相致自然
疑敷もの有之ハ早々其筋江申出る可し品々によ
り御褒美下され其もの仇をなる、様に仰付ら
る可く候若見聞ニおよひながら隠置他所より願
ハるゝにおいてハ其所之もの迄も罪科行わるべ
く候

寅六月

天保十三寅年記

当丑三月より来午二月迄中五ヶ年之間駄賃并人足賃錢

都合五割增之

石部江

荷物壹駄

武百拾武文

乗掛荷人共

同断

輕尻馬壹疋

人足壹人

百八文

右五割増御高札午三月ヨリ年延ニ付午三月より亥
二月迄中五ヶ年之間と御認替相成年号者安政五
年午三月と有之

(注、二二一は次号にまわす)

右之通ニ御座候

草津宿

文政七年

年寄

申

五月七日

嘉兵衛

四郎兵衛

山内半介

一一 乍恐奉願口上事
宿内往還通宮川石橋両側御建被為置候法示杭朽損
し文字ホ一向難分相成候間夕乍恐御見分之上御建

替被為成下候様御願奉申上候則左ニ杭木之寸方奉

申上候以上

高サ八尺巾四寸角

△此橋之上車引へからす

右之通ニ御座候

文政七

申五月七日

嘉兵衛

四郎兵衛

山内半助

御奉行様

一三 乍恐奉願口上之事

一 宿内入口三方ニ御座候法示杭朽損し候ニ付建替仕
度御願申上候□杭木之絵図奉御高覽入候間乍恐御
見分之上右願之通御聞済被為成下候者難有仕合ニ
奉存候以上

△宿内牛馬御附之者乗へからす

一 去月廿七日より五月朔日迄雨附続宿内字宮川満水
ニ而御普請所往還通石橋下石垣川上江引続ニ御

座候武兵衛家居壁下之石垣危ニ相見ヘ候ニ付若石
垣相崩候而者橋為持石垣無覺束候ニ付御詰合大江
新右衛門様ヘ御届申上候処早速御出役被下候中無

間も武兵衛持石垣拾闇斗一時ニ崩落候而既ニ石橋
下之石垣茂崩落可申之処人足數多呼寄大江新右衛
門様夫々御下知被下疊葦竹木等押込ミ種々相坊候
中川下ニ而切所出来水引も早ク漸ミ相凌候得共石
数拾ヶ斗崩申候乍併橋下者無難ニ御座候右奉申上
候通此度之儀者雨茂降止ミ切所等も出来ニ而水引
も早ク并大江様嚴敷御下知ニ而石橋も無難ニ候石
板崩候時分と水重ニ而□□□□□大崩ニ相成可申
哉ニ被存候右様之仕合御座候得者其後出水之節石

橋相抱り候義出来可申哉ニ奉恐入候間此度石橋兩之石垣川上の方ニ而土堤中ニ八尺ツ、積候可付候ハ、浚土堤崩候共石橋ニ相抱リ申間敷奉存候間則左ニ粗絵図積リ書奉御高覽入候間乍恐御見分之上右之通御普請被為成下候様御頼奉申上候以上

代百卅匁 積手間拾四人 代六十匁弐分 壱人二付

代百五十匁 濱上ヶ 代百八十匁 壱厘弐分五
代六十匁弐分 四匁三分

代廿八匁弐分 土のけ 壱厘弐分五
同老間半武本末口四五寸 中こむ

代八拾人 入用 水かへ
代四十匁 手伝人足 土のけ
代四十匁 八拾人 中こむ

代廿八匁弐分 土のけ
代四十匁 入用 水かへ

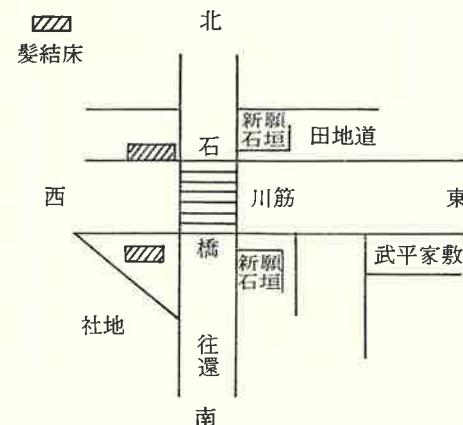
メ五百八拾三匁四分

右之通御座候以上

五月十四日 文政八酉年

高田儀介 嘉兵衛

田中七左衛門 山内半介



積リ書

一 水石堀高サ七尺五寸奥行八尺但し北面武ヶ所此坪三分三リ石之大キサ差物三人物ニ而小間つみニいたし此石数百壠ツニ付壠々ニ三歩かえ

一五

乍恐奉願口上事

御奉行様

一 私居敷之儀破損仕有之候上当五月一日洪水ニ而川

端積石并土居相崩候ニ付弥家建大破ニおよび候而其難渋仕候夫故下地建家を解古木をもつて組建直

し是迄^{アキラカ}屋根之所瓦屋根ニ取替軒間四七間半之処

此度四間半ニ建梗北石橋之詰より家造道表ニ而三間裏ニ而老間通り犬走り明ケ申度候則左ニ荒絵図奉御高覽ニ入候何卒御見分之上右願之通御免被為成下候ハ、難有仕合ニ可奉存候以上

御奉行様

田中七左エ門

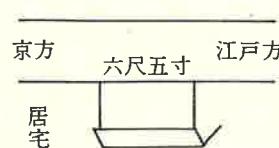
一六

乍恐奉願口上書之事

一 私表ニ是迄御座候門殊之外破損および見苦敷御座候ニ付此度張替仕度夫ニ付在来之門者板屋根作ニ建替仕度候付此段願奉申上候乍恐左之通荒絵図奉入御高覽候間右願之通御聞濟被為成下候ハ、広大之御慈悲と難有仕合ニ奉存候以上

五月十五日

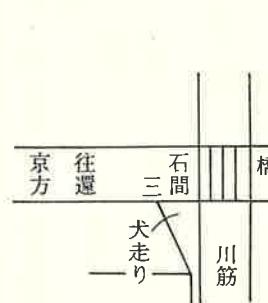
天保七申年



右之通ニ御座候
五月十六日
願主 武平
組頭 文兵衛
ノ 庄兵衛
年寄 嘉兵衛

組頭 乃ふ印
ノ 弥七印
与治兵衛印

文政八酉年



庄屋
山内半助 印

御奉行様

(両御役所差上候
当中村様へも差上候
五月十九日御聞済之事)

一七

乍恐奉届口上之事

一 当宿東海道口往還端ニ有之候字尾丸大松昨十七日
晝六ツ時比南の方に打倒候付乍恐此段御届奉申上
候以上

御奉行様

四月十八日	草津宿	年寄	八田助右衛門
天保十二年五月	庄屋	竹村甚七	
	庄屋	深尾権左衛門	

御奉行様

両御役所江
別紙二

右者往還之差障ニは相成不申候得共至而大
樹ニ而太サ廻リ三間半斗有之甚稀成松ニ御
座候往古右松之中に老人之夫婦住居致折
々糸延之音相聞候杯と申伝へ名木ニ御座候

一八

乍恐奉願口上之事

一 当駅東宿端ニ有之候字尾丸大松木之義此度朽倒候

故右者珍敷古木ニ而是造宿方ニおいても神木之様
ニ相心得右松之中ニ老人之夫婦住居いたし居様ニ
往古より申伝候程之義と至而大切ニ取扱仕罷居候処
此度風雨ホも無之節不斗打倒候義誠ニ一同氣掛リ
ニ御座候此空敷相成候而者氣済不仕候故右之松
木雨覆仕永く残置申度旨一同申居候間乍恐宿衆江
被下置候様奉願上候何卒御憐愍を以右願之通御聞
済被為成下候ハ、難有仕合ニ奉存候以上

六月

草津宿年寄

八田助左衛門	竹村甚七
深尾権左衛門	

御奉行様

一九

筆申遣候儀然者其宿西横町一丁目西方空地之所ニ地藏家形并汲井戸雨覆致度願御聞済ニ候
間此段可被申渡候

弘化二巳年

四月廿四日

森善治郎

草津宿

庄屋中

二〇

覚

東横町往還伏樋

瓦樋

一 同

三間三尺
三間式尺

一 同

二間五尺

右三ヶ所寛政七年九月新願御免被成下候御徒目付

伊東官右衛門様之御取扱ニ御座候以上

弘化四年

未七月十三日

草津宿

(此度御伏替御願申上候ニ付旧記御尋ニ付右之
通門間様へ書付を以申上候)

二 乍恐奉願口上之事

△此橋之上車乗へからす

右宿内ニ有之候字宮川石橋傍示杭朽し有之候處此度
洪水ニ而両橋詰とも流失仕候ニ付新規御建替之義乍
恐奉願上候依之積リ書左ニ奉入御高覽候間何卒御用
代御下ヶ被為成下候ハハ難有仕合ニ奉存候以上

一 楠四寸角長サ九尺式本

代銀 拾四文

右之通御座候以上

嘉永七年

年寄

駒井麻次郎

間屋

須左美仲右工門

申八月二十六日

庄屋

山内孫右衛門

両御役所様
(右橋四十角ニ而御仕立御文言まで御認メ
九月廿一日被下候事)

二 乍恐奉願口上書

一 当宿字宮川往還通石橋下鋪石六月中洪水之砌崩候

所水勢強押流候哉石數不足仕候ニ付御修覆被成下
候様奉願上候則左ニ積リ書入御高覽候乍恐御見分
之上右願之通御聞濟被為成下候ハハ難有仕合ニ奉
存候以上

戊

申年七月八日

年寄

辻

五兵衛

間屋

辻

重左衛門

庄屋

辻

山内孫右衛門

ク

高田治郎八

御奉行様

両御役所へ

積書

一 石数三十

但し壱ツ三文ツ、

一 矢橋^ル運賃

但し壱ツ武文ツ、

一 石工并手伝式十五人

但し壱人ニ付三文ツ、

一 式代七十文

但し壱人ニ付三文ツ、

一 式百廿五文

但し壱人ニ付三文ツ、

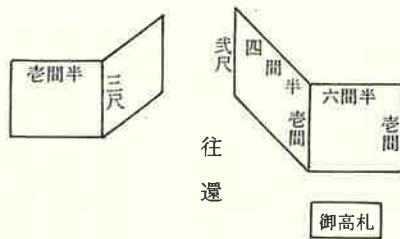
メ式百廿五文

但し壱人ニ付三文ツ、

一 右之通ニ御座候以上

酉四月廿一日

八十四文敷石大工手間として問屋ニ而山田様^ルハ貰申上候



此石垣坪拾壱坪七分五厘

此代銀壱貫五拾七文五分

但し石壱ツニ付武文ツ三文追

切

石類荒切

壱坪ニ付九十匁宛

一 乍恐奉願口上書

一 当宿中山道江見附杭柵竹殊之外朽損し難保相成候

ニ付御修覆之義奉願上候處御見分被為成下難有奉

存候然ル處當時檣杭并竹^ル格別值段高値ニ御座候

間新規石垣ニ被成下度段乍恐奉願上候處右石垣積

書奉差上候様被為仰付則左ニ奉申上候

右之通御座候以上

年寄

駒井麻次郎

同庄屋

田中平右衛門

庄屋山内孫右エ門

タ高田治郎八

嘉永元年申

四月八日

御奉行様

但し往還方

右積銀高壱貫五拾七文五分

東海道草津宿関係史料 (小林) (古)

二
六

(表紙)

明治五年 道案内立石之義二付 御願書 十一月十日	申
栗太郡 草津村 元山田村	滋賀県 御廳

右草津村
年寄

王申七月廿三日 同 深田善五郎 庄屋 喜多村九右衛門 駒井與左衛門

但し石橋 但し石橋 但し石橋 但し石橋

字円融寺川幅三尺
字三王川 幅五尺
字志津川 幅四間堀尺七寸
字聖靈川 幅三尺三寸

右之通相違無御座候以上

明治五年
但し石橋

但し石橋

但し石橋

但し石橋

一 草津村元山田村江道筋取締二付木川村地之内二
乍恐以書付御願奉申上候

撓所有之右付替之儀御聞届被為成下御蔭ヲ以普請
出来仕旅人者不及申ニ村ニ至極之便利ニ相成難有
仕合奉存候依之諸人為案内草津駅宮橋之北ニ元山
田道立石仕度此段御願奉申上候何卒御憐愍を以
右願之趣御聞済被為成下候得者難有仕合ニ可奉存
候以上

栗太郡元山田村

王申十一月十日 副戸長 杉江平右衛門

草津村 戸長 杉江三郎兵衛

深尾又七郎 駒井與左衛門

滋賀縣令 松田道之殿

右御付紙

申

聽届候事

但書面元山田と唱候義者
不相成候条元浜と可記事

□ □

(表紙)

伯母川筋通船之義ニ付

御届書

栗太郡

草津村
南山田村乍恐以書付御届奉申上候
栗太郡第三区同郡第八区
草津村
南山田村

右伯母川筋通船事件示談方之義ニ付去ル十七日御召出之上御説論之趣深恐縮仕候依而双方懇談仕各約左之通相整申候

第一条

此所新規砂留橋丸太杭打置尤南山田村悉皆入用八差出可申已後破損共右同村悉皆差出可申事

第二条

此所三ヶ所新規砂留橋丸太杭打置尤諸入用南山田村悉皆差出可申已後破損共右同村悉皆差出可申事但三ヶ所共檔丈丸太打直之事

第三条

此宮後門樋在來之姿タ老尺五寸川下ケ可申普請繕相用可申候自然取繕難出来節ハ新規ニ門樋出来可申右入用此度限南山田村悉皆差出可申已後入用之義草津村四分懸リ南山田村六分懸リ條約之事

第四条

此十条門樋在來之姿タ老尺五寸川下ケ可申普請入用義ハ第三条同様之事

第五条

此掛越樋養水中從前之偃□除通船中取除ケ置尤右入用南山田村悉皆差出可申候事

第六条

右両堤往還通石橋下手石垣合川下者字三ツ池門樋造両堤共竹柵松八尺杭四尺杭打込ミ□老間ニ五本打尤從前之柵杭木相用可申右取繕諸入用共ニ南山田村悉皆差出可申已後破損取繕之儀右同村より差出可申事

第七条

此所船乘場新規石垣五間之間仕候尤入用南山田村已後取繕悉皆差出可申事

村連印を以乍恐此段御届ケ奉申上候以上
明治六年

三月二十二日

栗太郡第三区
草津村

戸長 喜多村九郎右衛門

戸長 駒井与左衛門

栗太郡第八区
南山田村

村惣代 喬番屋敷

木戸元通伝

同 三番屋敷

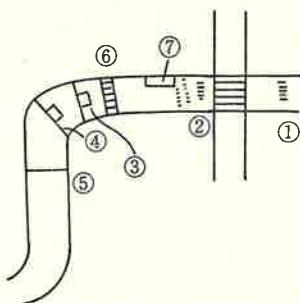
木戸孫右衛門

副戸長 岸本伝四郎

戸長 岸本与左衛門

滋賀県会松田道之殿

聞置候事



①～⑦は
第一条～第
七条を示す。

- 一 養水中通船相休ミ可申事
但草津村用水中たり共満水之砌者草津村々案
内次第通船不候尤通船中たり共用水之節ハ
草津村より案内次第通船相休ミ可申事
- 一 通船出来候より養水之妨并往還石橋堤筋ホ差障
ニ相成候節ハ南山田村も損候所江無相違 請可
致候其他不都合之義相候ハハ利害得失取調之上
通船相止メ武ヶ所之門樋并懸越樋共從前之通相
直し可申事
- 一 满水之節者早速右場所江近付水害無之様南山田
村より注意可致事
- 右之通堅條約仕候就而者双方示談相整申候間依之両

二八

(表紙)

御高札場建物間数之表ニ付

御届書

栗太郡第三区
草津村

乍恐御届書
御高札場建物老ヶ所

西柱

武間老尺八寸

東柱

但し六尺三寸半

北柱

三尺三寸

南柱

右之通ニ御座候以上

明治六年四月十三日

栗太郡草津村
戸長
駒井同
喜多村九郎右衛門
副戸長
深尾又七郎

□ 聽置候事 □

滋賀県令松田道之殿

三〇

二九

御高札御返上之義ニ付

御届書

栗太郡
草津村

乍恐以書付御届書
御高札 三枚

右奉御返上候已上
明治六年四月三十日

滋賀県令松田道之殿
右御付紙

栗太郡第三区草津村
副戸長
深尾又七郎

受取候事

明治六年

凜證書

第四月廿七日

三町目

明治六年
凜證書
第四月廿七日
三町目

差上申凜證之事

戸長
副戸長
御中

今般田中九藏屋舗地之内南端空地辻重兵衛借受車

小屋新規取建候付者其右小屋南の方出張御座候間

三町目より御願奉申上候処両町御呼出之上深御利解

被成下向共奉恐入候則両町尔談仕候処田中九藏石

垣際より三町目際目杭込現今有地壹丈壹尺御座候内

道敷地及田中九藏持空地共半通リ五尺五寸宛込相

定双口尔談相申候ニ右地所御見分之上□日御

致シ□□下条□□□奉存候右ニ付自今以後差障之

筋更ニ無御座候依而両町連印ヲ以済証差上候上者

聊相違無御座候以上

明治六年四月廿七日 三代目總代 奥村孫十郎

△ 岐多村又左衛門

△ 嶋田重右衛門

右組頭

木村儀兵衛

二町目

田中九藏

右町總代

辻重兵衛

右組頭

寺元治郎三郎

辻四郎兵衛

戸長 駒井与左衛門
副戸長 岐多村九郎兵衛
御中 深尾又七郎
杭打藏間 升屋井上善七
木村久七

(注、……は斜め書)